

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(契約事務及び支出事務 [物品買入・借入])

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

契約事務及び支出事務（物品買入・借入）に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

契約事務及び支出事務（物品買入・借入）

- ・ 原則、会計別に令和 4 年度に締結した契約のうち、主な契約方法が網羅されるよう考慮の上、契約予定総額が高額な契約を各所属から 1 件ずつ選定した。
- ・ 各区役所の契約情報の公表については、令和 5 年度に締結した物品買入契約のうち契約予定総額が高額な契約を各 1 件選定した。

2 対象所属

契約管財局、会計室を含む全所属（IR 推進局、大阪都市計画局を除く。）を対象とした横断監査

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務等が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 契約事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2
	イ 支出事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ、主として書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 契約方法について改善を求めたもの

【西成区役所に対して】

地方公共団体の契約締結方法について地方自治法第234条は、一般競争入札により最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とすることが原則であり、随意契約は政令で定める場合に限り認めることを定めている。

本市において随意契約が認められるのは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項及び大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第17条の規定により、財産の買入れについてはその予定価格が160万円を超えない場合とされている。

また、契約規則第3条第2項第1号の規定により、区役所の場合、予定価格が40万円以下の物品の買入契約については、契約の締結を区長に委任するとされている。

これらの規定から、区役所において随意契約により物品買入契約を締結できるのは、予定価格40万円以下に限られることになる。

今回の監査において、各所属の物品の買入及び借入に係る契約を確認したところ、西成区役所では、生活保護法施行事務用プリンタートナーの買入契約において、令和4年度に計9件の随意契約（比較見積）が行われていた。中でも、5月分、6月分、7月分及び8月分の4回については、同一の仕様で、予定価格も区役所で随意契約が可能な上限金額（40万円）よりわずかに少ない39万6,000円で契約の執行伺が決裁されていた。外形的に見て、入札の手続を避けるための意図的な分割発注と捉えられる可能性のある状況であった。

西成区役所に当該契約案件の検討状況等を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 主管課は、事務室内の保管場所が限られているため、在庫が少なくなれば随時購入していた。
- ・ 契約担当課は、発注が4か月続いていたことを決裁時に認識していたが、主管課の説明を受け、当初の見込みよりも早く消耗し、^{きゅうきよ}急遽発注する必要があるが生じた案件で、意図的に発注回数を増やした案件ではないと判断していた。

実地で確認したところ、プリンタートナーは、施錠可能な場所に保管するため狭い区画に格納されており、主管課の事務室内では保管場所を拡張できる余地は認められなかったものの、まとめて発注を行った上で納品を分割するあるいは庁舎内のほかの場所へ保管するなどの手法について検討されていなかった。

これは、契約に当たり、随意契約は契約方式の例外であり、原則の一般競争入札によるために調達方法や保管場所について見直しが必要であるとの認識が不足していたことが原因である。

現状では、公正な価格競争が働かず調達コストが増大するリスク及び意図的な分割発注を疑われ、本市の信用が失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

西成区役所は、契約は一般競争入札によることが原則であることを再認識の上、生活保護法施行事務用プリンタートナーの買入に当たって、意図的な分割発注を疑われることのないよう契約方法を見直されたい。また、同一物品の随意契約（比較見積）が複数ある場合には、年間の契約件数や契約予定総額などについて契約事務審査会による調査の対象とするなど、再発防止のための仕組みを構築し、実施されたい。

2 最新の標準契約書を使用するよう是正を求めたもの

【港区役所に対して】

契約制度を所管する契約管財局によると、契約を締結するときに使用する契約書は、本市の標準契約書（以下「標準契約書」という。）又は法的リスク審査やリーガルチェックなどの必要な手続を個別に実施して内容が適正であることを確認した契約書とされている。

今回の監査において、港区役所の物品借入契約（参議院議員通常選挙における投票所用冷房器具借入）の契約書を確認したところ、契約時点の標準契約書を使用していなかった。

港区役所によると、標準契約書が変更されていることに気付かず、過去に契約したときのデータを流用していた。また、標準契約書を用いている認識であったため、法的リスクの審査なども行っていないとのことであった。

港区役所に当時の状況を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 担当者は、令和4年4月の人事異動により港区役所へ配属され、選挙対応のため他課から応援で配置されたもので、業務に不慣れであった。なお、標準契約書を使用しなければならないというルールは知っていたが、流用したデータが最新のものでないことに気付かなかった。
- ・ 港区役所では、契約締結に関する決裁の回議中に標準契約書が最新のものであることを確認することとしていたが、上司等も選挙対応のため、可能な限り速やかに契約事務を進める必要があるとの焦りから、担当者へのフォローや決裁の確認作業に十分な時間を確保できず、確認が不十分になった。

これは、最新の標準契約書を使用していることを確認するための仕組みが不十分であったことが原因である。

現状では、最新の標準契約書で想定している法的リスクに対応できない可能性がある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

港区役所は、標準契約書が最新のものであることを確認する仕組みを構築し、実施されたい。

第7 その他

留意すべき事項

今回、IR推進局及び大阪都市計画局を除いた全51所属を対象として、物品の買入及び借入に係る契約事務及び支出事務について、横断的に監査を実施した。

その結果、クリーニング等が含まれる宿直用寝具や配送・設置・撤去等が含まれる選挙用物品の借入について、一部区役所では物品借入契約ではなく請負契約とするなど取扱いに差異が見られ、中には税務署に確認した結果、付帯業務の内容から請負契約と判断された事例もあった。

制度所管所属である契約管財局によると、物品借入契約又は請負契約のどちらになるかは、契約の主目的等を踏まえ個別案件ごとに判断するとのことであった。

上記のような契約を締結する所属は、契約の目的、業務内容などを勘案の上、必要に応じて契約管財局に確認し、契約事務審査会の場で適切に契約種別を選定しているか審議されたい。

また、契約管財局によると、物品の借入は契約の相手方の所有物を借りるという契約の性質上、物品の買入よりも多様な法的リスクが想定されることから、契約規則第 34 条第 1 項第 1 号による契約書の作成を省略できる契約に含めていないとのことであるため、該当所属は、そのことを十分理解の上、適切に手続を行われたい。

契約管財局では、これまでも、契約事務の手引など各種マニュアルを作成し展開するだけでなく階層やテーマ別の契約事務研修を実施するなど各所属の支援に取り組んでいるが、物品の借入は買入より多様な法的リスクがあるために基本的に契約書を作成する必要があるといったルール背景についても周知するなど、全所属においてルールが正しく認識できるように取り組まれたい。

また、今後、同種の業務において契約手法の判断に差が出ないように事例や考え方について周知するなど、引き続き各所属への支援を行われたい。